

松江市立学校では、本ガイドラインの内容に沿って、学校生活における新型コロナウイルス感染症への対応を行っています。

松江市版
新型コロナウイルス感染症
に対応した
健康管理に関する
ガイドライン
令和4年7月21日付け改訂版

(概要版)

松江市教育委員会

- 目次 -

I. 感染症予防のための基本方針

- 1. 児童生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 校内環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 学校生活における留意点

- 1. 登校前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 登校時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 生活全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 4. 学習指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～8
- 5. 休憩時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6. 給食等の食事時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7. 清掃時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8. 学校行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
- 9. 下校時 及び 下校後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 10. 部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

III. 児童生徒の心のケア

- 1. 児童生徒の心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2. 偏見や差別を生まないための指導・・・・・・・・・・・・ 14～15

1. 感染症予防のための基本方針

基本方針

「集団感染に共通する3条件」(3密)を避ける対応・指導
換気の徹底
身体的距離の確保
マスクの着用

1. 児童生徒

- 児童生徒に対し、手洗い、咳エチケットの励行について指導する。
- 児童生徒(保護者)には、「健康観察の記録表」を配付し、毎朝自宅で検温及び体調チェックを行い、登校後提出するよう指導する。
- 既に新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、新型コロナワクチンという。)を接種していても基本的な感染症対策を継続する。

2. 教職員

- 児童生徒と接触する立場であることを自覚し、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底する。
- 校舎内での3密を避けるため、生活時程等を弾力的に変更、運用する。
- 既に新型コロナワクチンを接種していても基本的な感染症対策を継続する。

3. 校内環境

- 校内に石鹸等を設置するなど手指衛生を保つ環境を整備する。
- 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心がける。
- 「学校施設における清掃・消毒マニュアル」に基づき清掃・消毒を行い、清潔な空間を保つ。

II. 学校生活における留意点

1. 登校前 2. 登校時

1. 登校前

- 各家庭で毎朝検温を行い、発熱や咳等の症状がないかチェックし「健康観察の記録表」に記入する。
※体温が平熱より高い場合や咳等の症状がある場合は自宅で休養する。

2. 登校時

- 集団登校を行う場合には、密接とならないよう指導する。
- 登校時はマスクを外してもよい。ただし、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外させる。
- こまめな水分補給のため、飲み物を持参する。
- 登校後、教室に入る前に石鹸での手洗いを確実に行う。
- 「健康観察の記録表」を提出する。
(未提出、家庭で検温をしていない児童生徒を確認したときは、すぐに健康チェックを行う)
- スクールバスの車内では窓を開けて換気を良くし、私語を慎む。
- 特に通学に不慣れな小学校1年生の安全に十分注意すること。

II. 学校生活における留意点

3. 生活全般

3. 生活全般

- 室内においては、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1mを目安）、対面とならないような形で教育活動を行う。
- 大声を出すことを控えるように指導する。

○マスクの着用

- ・身体的な距離が十分とれない時は、原則としてマスクを着用する。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外してもよい。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いためマスクを外すよう指導する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- ・児童生徒が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すよう、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

※これらはマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要。

- 換気のため、各教室は原則として、2方向それぞれ1つ以上の窓を開けておく。エアコン使用時も同様とする。（常時換気を原則とする。）
- 常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にした換気を行う。
- 換気による室温の変化を踏まえ、実態に応じた形で児童生徒に対して服装の調整を心がけるよう指導する。
- こまめな水分補給を行う。授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 体調を崩した児童生徒が出た場合は以下のように対応する。
 - ・別室で検温、問診を行う。
 - ・発熱や**咳等**の症状が認められた場合は保護者の迎えを要請し、帰宅させる。
 - ・帰宅させるまでの間は、他の児童生徒と接触させないようにする。

II. 学校生活における留意点

4. 学習指導

4. 学習指導

(1) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項

- 教室においては、近距離での会話や発声等はできるだけ避けるように配慮する。
- 市内及び近隣地域への校外学習についても、従来からの安全対策に加え、感染症対策に留意する。

(2) 実技指導や実習等を伴う教科の指導

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底する。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策に加え、「原則としてマスクを着用する」「飛沫が飛ぶことを防ぐ」「長時間の密集状態を避ける」などの点に配慮した上で実施する。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱・楽器演奏や身体接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習
- その他の教科における活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。

(3) 体育の授業での実技について

- 可能な限り感染症対策を行った上で学習活動を行う。
- 児童生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を検討する。
- 体育の授業中はマスクの着用が必要はないが、児童生徒間の身体的距離を十分に確保するなどの感染対策を取る。
- プールによる水泳実技は、各校の状況に応じた感染対策を行った上で実施する。対策が困難であり、児童生徒の安全が確保できないと判断する場合は実施を控える。

II. 学校生活における留意点

5. 休憩時 6. 給食等の食事時 7. 清掃時

5. 休憩時

- 教室等の窓は常に2方向それぞれ1つ以上開けて換気を行う。休み時間には、出入り口のドアも可能な限り開放する。
- グラウンド等での活動後、また、トイレ使用后などに石鹼による手洗いを徹底させる。
- 学校図書館については、利用前後の手洗いの徹底や、児童生徒の利用時間帯が分散するような配慮等可能な限り感染症対策をとった上で貸出機能を維持する。

6. 給食等の食事時

- 飲食の場面では、感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行う。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましい。
- 給食の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が石鹼による手洗いを徹底する。
- 配膳台や食事に使用する机等をきれいに拭く。
- 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫をする。
- 会食にあたっては、対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- 給食を食べ終わったら、マスクを着用する。
- 給食後の歯磨きについては、飛沫が飛ぶ可能性が高いため、手洗い場が混み合わないよう時間をずらす等工夫をする。
- 弁当や調理実習中等、給食以外での食事時においても、同様の対応に留意する。

7. 清掃時

- 掃除の際には、換気を十分に行い、会話を控えるよう指導する。
- 掃除終了時には、石鹼による手洗いを徹底する。

II. 学校生活における留意点

8. 学校行事 9. 下校時及び下校後 10. 部活動

8. 学校行事（集会・校外活動を含む）

（1）全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認し、実施する時期、場所や時間、開催方法等について検討する。
- 体育館等に集まって実施する際は、感染症対策を行った上で、次の3点について特に留意する。
 - ①窓を広く開け、換気に努める。
 - ②整列する際の間隔を広くとる。
 - ③短時間で終了するよう、集会等の内容を簡素にする。

（2）遠足、修学旅行等について

- 実施の時期、場所、内容、可否等について検討する。（必要に応じて松江市教育委員会に相談する。）
- 旅行までの体調管理に十分注意を払い、発熱等がある場合は速やかに受診できるように保護者との連携を図る。また学校医・主治医の指示を仰ぎ、参加の可否については十分に検討する。（状況に応じて松江市教育委員会に相談する。）

（3）参観日、授業公開日について

- 感染症対策を講じた上で行うこと。

（4）運動会・体育祭について

- 実施内容や方法の工夫、実施時期を検討する。
- 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合には実施を見合わせる。
- 開会式や閉会式での児童生徒の整列、応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(5) 学習発表会、校内音楽会について

- 教育的意義や必要性を確認し、実施内容や方法(児童生徒間の身体的距離の確保、会場等の設定、半日開催、来場者制限、映像放送による開催など)の工夫、代替行事について慎重に検討する。
- 合唱活動や大きな声を発生する活動については、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動については慎重に判断する。
- 開催する時期、場所だけでなく、準備期間での練習や開催方法などにおいて適切な感染症対策を講じた上、身体的距離を確保する、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施する。

(6) その他の学校行事について

- 各行事の教育的意義や必要性を確認し、代替行事や開催方法について慎重に検討する。

9. 下校時及び下校後

- 登校時に準ずる。

10. 部活動

- 実施の可否、活動方法の基準は、随時、松江市教育委員会より通知する。
- 部活動の参加にあたっては、生徒・保護者の意志を尊重して対応する。
- 運動部は「(3) 体育の授業での実技について」、文化部は「(2) 実技指導や実習を伴う教科の指導」の内容を踏まえて活動を計画する。

Ⅲ. 児童生徒の心のケア

1. 児童生徒の心のケア 2. 偏見や差別を生まないための指導

1. 児童・生徒の心のケア

○自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいることから、管理職のリーダーシップのもと、全教職員での見守りや組織的対応を継続する。

- 学級担任や養護教諭等を中心にきめ細やかな健康観察を行い、児童生徒の状況を的確に把握し、学校医と連携した健康相談や、スクールカウンセラー等による心理面からの支援などを適切に実施する。
- 保護者との連携を大切にし、児童生徒の心の健康状態を把握し、早期対応に努める。
- インターネットによるトラブルや家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査や感染防止対策を講じての家庭訪問等により、悩みを抱える児童生徒や児童虐待等の早期発見に努める。
- 新型コロナウイルス感染症に関連したストレスやいじめ、偏見等に関し、相談窓口〔「松江市いじめ相談電話ホットライン」や「24時間子ども SOS ダイヤル」「しまね子ども SNS 相談（相談してみるにゃ!）」等〕を適宜周知する。

2. 差別や偏見を生まないための指導

- 教職員は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見は決して許されないことを徹底し、児童生徒、保護者、教職員にとって安心できる学校環境づくりに努める。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、差別や偏見等の防止に向けて取り組む。（文部科学省や学校保健会、日本赤十字社、法務省等が作成した資料を適宜活用する。）
- 新型コロナワクチン接種は、身体的な理由や様々な理由により接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されることをふまえ、新型コロナワクチン接種に関する差別や偏見等の防止に向けて取り組む。
- 保護者に、新型コロナウイルス感染症に関する学校での取組や、学校における感染拡大防止対策等についての情報を提供する。

○児童生徒に、感染者・濃厚接触者・その家族等に対する思いやりや、医療・介護等、生活を支える人への感謝の心を育てる指導を行う。

○新型コロナウイルス感染症に関する配慮に欠ける言動、不確かな情報の拡散等については、速やかに組織として対応する。

○何らかの理由で児童生徒の予防接種歴を把握する必要がある場合、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和2年5月8日に策定し、同日より適用する。
- 2 令和2年 6月11日ガイドラインを一部改定し適用する。
- 3 令和2年 8月20日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 4 令和2年12月16日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 5 令和3年 6月 1日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 6 令和3年 9月 1日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 7 令和4年 7月21日ガイドラインを一部改訂し適用する。

本ガイドラインに係る問い合わせ先一覧

【学習指導に関すること】

(体育・保健体育科を除く)】

【学校行事に関すること】

学校教育課 指導研修係

TEL：55-5417

【施設の消毒に関すること】

学校管理課

TEL：55-5642

【児童・生徒の心のケアに関すること】

生徒指導推進室

TEL：55-5652

【**差別や偏見**を生まないための指導に関すること】

人権男女共同参画課 学校人権教育係

TEL：55-5422

【その他の内容に関すること】

学校教育課 保健体育係

TEL：55-5428